



大津市公報

平成 26 年 3 月 31 日
号外 (第 22 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

企業局管理規程

4	大津市企業局職員宿舍貸与規程.....	1
5	大津市企業局事務分掌規程の一部改正.....	2
6	大津市企業局事務決裁規程の一部改正.....	5
7	大津市企業局指令室設置規程の一部改正.....	8
8	大津市企業局公印規程の一部改正.....	8
9	大津市企業局文書取扱規程の一部改正.....	9
10	大津市企業局職員の職名規程の一部改正.....	9
11	大津市企業局会計規程の一部改正.....	9
12	大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正.....	41

企業局管理規程

大津市企業局管理規程第 4 号

大津市企業局職員宿舍貸与規程を次のように定める。

平成26年 3 月31日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

大津市企業局職員宿舍貸与規程

(目的)

第 1 条 この規程は、企業局職員(以下「職員」という。)に対して、市が借り受けた住居を職員宿舍として貸与することにより、職員の職務の能率的な遂行を確保し、もって企業局の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

国等 国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに民間企業をいう。

職員 次のア又はイのいずれかに掲げる者をいう。

ア 一般職の職員であって、公営企業管理者が国等へ派遣し、又は国等から招へいするものをいう。

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第1号の2に掲げる特別職の職にある者をいう。

職員宿舍 職員及び主として当該職員の収入により生計を維持するものを居住させるため、公営企業管理者が民間事業者等から借り受けた住居(その附属設備を含む。)をいう。

(貸与の要件)

第 3 条 職員宿舍は、職員が派遣、招へい等によりその職に就く直前に有していた住所から勤務場所に通勤することが困難であり、かつ、当該勤務場所の通勤圏内に自ら居住するための住居がないと認められる場合において、当該職員に貸与する。

(貸与手続)

第 4 条 職員宿舍の貸与を受けようとする職員は、所定の様式による職員宿舍貸与申請書を公営企業管理者に提出しなければならない。

2 公営企業管理者は、職員宿舍の貸与を決定したときは、所定の様式による職員宿舍貸与決定通知書により前項の申請書を提出した職員に通知するものとする。

(貸与期間)

第 5 条 職員宿舍の貸与期間は、職員の派遣期間又は任期に応じて公営企業管理者が定めるものとする。

(使用料等)

第 6 条 職員宿舍の使用料の月額は、国家公務員宿舍法施行令(昭和33年政令第341号)第13条に規定する使用料の算定方法により算定した額(その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。ただし、月の途中で職員宿舍の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月の使用料の額は、日割り

により計算した額とする。

- 2 職員宿舍の貸与を受けた職員（以下「被貸与者」という。）は、前項の使用料のほか、次に掲げる費用を負担しなければならない。

電気、ガス、水道、下水道及び電話の使用料（基本料金を含む。）

ごみ及び汚物の処理に要する費用

共同施設の使用に要する費用

前各号に掲げるもののほか、被貸与者が負担することが適当と認められる費用

（使用上の義務）

第 7 条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって職員宿舍を使用しなければならない。

- 2 被貸与者は、職員宿舍について、次に掲げる行為を行ってはならない。

全部又は一部を第三者に貸し付けること。

生計を異にする者を同居させること。

居住の用以外の用に供すること。

公営企業管理者の承認を得ずに、模様替え、増改築、工作物の設置その他の工事（軽微なものを除く。）を行うこと。

- 3 被貸与者は、その責めに帰すべき理由により職員宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、自己の負担においてこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（職員宿舍の明渡し）

第 8 条 被貸与者及びその同居人は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に該当することとなった日から30日以内に職員宿舍を明け渡さなければならない。

職員が退職したとき。

職員が死亡したとき。

職員が通勤圏内で住居を確保したとき。

- 2 被貸与者は、公営企業管理者が、前条の規定に違反する事実で職員宿舍の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を付してその是正を命じた場合において、その期限までに命令に従わなかったときは、直ちに当該職員宿舍を明け渡さなければならない。

- 3 被貸与者（その同居人を含む。）が、前2項の規定に違反して職員宿舍を明け渡さないときは、明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間について、企業局が支弁した職員宿舍の借上げに要する費用その他必要な費用の額を損害賠償金として支払わなければならない。

（その他）

第 9 条 この規程に定めるもののほか、職員宿舍の貸与に関し必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第 5 号

大津市企業局事務分掌規程（昭和40年公営企業部管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月 31 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 2 条第 1 項中「、浄水場、水質試験所」を削り、「経営経理課」を「経営経理課 営業推進課」に、「料金課」を「料

金収納課」に、

「水道計画管理課 計画調整係 建設係 改良係 真野浄水場 柳が崎浄水場 膳所浄水場 新瀬田浄水場 水質試験所 水道施設課 管理係 配水係 浄水施設整備課 設備係 建設係	を	「水道計画管理課 計画調整係 管理 水道施設課 維持係 改良係 配水 浄水課 施設整備課 設備係 建設係 水質管理課
---	---	--

係 建設係
係

に、「営業開発課 営業推進課」を「お客様設備課」に改め、同条第 2 項中「危機管理室」を「経営戦
危機管

略室に、「経営経理課」を「営業推進課」に、「工事検査室」を「工事検査室」に、「経営計画室」を「ガス普及促進室」に、「浄水施設整備課」を「浄水管理センター建設準備室」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項に定めるもののほか、課に次の出先機関を置く。

企業総務課

研修センター

浄水課

真野浄水場

膳所浄水場

新瀬田浄水場

第 2 条の 2 中「料金課」を「営業推進課、料金収納課」に、「営業開発課、ガス販売促進課」を「お客様設備課」に改める。

第 3 条第 1 項中「、技師及び工務員」を「及び技師」に改める。

第 4 条の表所長の項中「水質試験所」を「研修センター」に改め、同表工務員の項を削る。

第 5 条第 1 号に次のように加える。

シ 水道及びガスの販売促進に関すること。

ス 下水道の普及促進に関すること。

第 7 条中第 14 号を第 21 号とし、第 1 号から第 13 号までを 7 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号から第 7 号までとして次の 7 号を加える。

局の事業の総合計画に関すること。

水道事業、下水道事業及びガス事業の基本計画の総合調整に関すること。

各事業の運営に関する資料の収集に関すること。

諸統計及び業務状況の公表に関すること。

料金及び使用料の制度の調査及び研究に関すること。

料金改定の総合調整及び料金設定に関すること。

局の広報活動に関すること。

第 11 条を削る。

第 10 条計画調整係の項の次に次のように加える。

管理係

送配水管の漏水防止計画の策定及び実施（修繕工事を除く。）に関すること。

送配水管施設管理計画の策定及び水運用に関すること。

送配水施設（配水池を除く。）の用地管理に関すること。

私有管等の受納処理に関すること。

各種占用許可の更新手続に関すること。

第 10 条建設係の項第 2 号中「配水管」を「経年配水管」に改め、同条改良係の項を削り、同条を第 11 条とする。

第 9 条（見出しを含む。）中「料金課」を「料金収納課」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（営業推進課の分掌事務）

第 8 条 営業推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

水道、下水道及びガスに係る市場調査及び企画立案並びに営業に伴う調査及び研究に関すること。

ガスの需要開発及び普及サービスに関すること。

ガス事業関連会社との連絡調整に関すること。

課の一般庶務に関すること。

第 12 条から第 15 条までを削る。

第 16 条管理係の項中「管理係」を「維持係」に改め、同係の項第 1 号を次のように改める。

送配水管等の点検及び補修（弁栓ボックスの修繕を除く。）に関すること。

第 16 条維持係の項第 2 号中「の策定」を削り、同係の項第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

局の水道事業以外の事業に起因する送配水管等に係る工事（以下この条において「他工事」という。）の受付、協議、立会及び巡回に関すること。

他工事に伴う緊急措置に関すること。

第 16 条維持係の項第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同係の項の次に次のように加える。

改良係

事業計画に基づく経年管等の改良工事に係る設計及び施工に関すること。

給水不良等の改良工事に係る配水管の設計及び施工に関すること。

給水申請に係る配水管の設計及び施工に関すること。

給水申請に伴う配水管の自主施工監理及び施設受納に関すること。

第16条配水係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加え、同係の項第3号を削り、同条を第12条とする。

事業計画に基づく鉛製給水管更新事業に係る設計及び施工に関すること。

第12条の次に次の1条を加える。

(浄水課の分掌事務)

第13条 浄水課の分掌事務は、次のとおりとする。

浄水施設の運転の維持及び管理の総括に関すること。

全浄水場の浄水技術の継承に関すること。

柳が崎浄水場の取水、浄水及び送水作業に関すること。

柳が崎浄水場の取水、浄水及び送水施設（構内及び浄水場に直結した配水池に限る。）の維持管理に関すること。

柳が崎浄水場の取水、浄水及び送水施設（構内に限る。）の電気設備の保守点検並びに整備に関すること。

柳が崎浄水場の構内の取締りに関すること。

課の一般庶務に関すること。

第17条（見出しを含む。）中「浄水施設整備課」を「施設整備課」に改め、同条設備係の項第1号中「浄水場及び水質試験所との調整」を「浄水課及び水質管理課との連絡調整」に改め、同係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(水質管理課の分掌事務)

第15条 水質管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

水源、原水、浄水処理過程、浄水及び給水栓水等の水質調査並びに試験に関すること。

水質に係る情報の収集及び統計に関すること。

浄水処理技術に係る実験及び研究に関すること。

浄水処理の水質に関する指導、助言及び支援に関すること。

その他水質試験に関すること。

課の一般庶務に関すること。

第18条を第16条とし、第19条から第21条までを2条ずつ繰り上げる。

第22条（見出しを含む。）中「営業開発課」を「お客様設備課」に改め、第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加え、同条を第20条とする。

給水装置、排水設備及びガス供給装置に係る工事の検査に関すること。

給水装置、排水設備及びガス供給装置に係る工事の検査に伴う技術指導に関すること。

第23条を削り、第24条を第21条とし、第25条を第22条とする。

第26条危機管理室の項の前に次の1項を加える。

経営戦略室

水道事業、下水道事業及びガス事業の経営戦略に関すること。

経営に伴う企画、調査及び研究に関すること。

室の一般庶務に関すること。

第26条経営計画室の項を次のように改める。

ガス普及促進室

ガスの普及促進に関すること。

第26条工事検査室の項中「工事の」を「請負工事及び給配水施設工事の承認に係る」に改め、同室の項に次の1号を加える。

室の一般庶務に関すること。

第26条浄水管理センター建設室の項を削り、同条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

(出先機関の分掌事務)

第24条 出先機関の分掌事務は、次のとおりとする。

研修センター

職員研修の実施に関すること。

真野浄水場

真野浄水場、比良浄水場及び八屋戸浄水場の取水、浄水及び送水作業に関すること。

真野浄水場、比良浄水場及び八屋戸浄水場の取水、浄水及び送水施設（構内及び浄水場に直結した配水池に限る。）の維持管理に関すること。

真野浄水場、比良浄水場及び八屋戸浄水場の取水、浄水及び送水施設の電気設備の保守点検並びに整備に関すること。

真野浄水場、比良浄水場及び八屋戸浄水場の構内の取締りに関すること。

簡易水道施設（配水管を除く。以下同じ。）の改良工事の設計及び施工に関すること。

簡易水道施設の維持管理に関すること。

膳所浄水場

膳所浄水場の取水、浄水及び送水作業に関すること。

膳所浄水場の取水、浄水及び送水施設（構内及び浄水場に直結した配水池に限る。）の維持管理に関すること。

膳所浄水場の取水、浄水及び送水施設（構内に限る。）の電気設備の保守点検並びに整備に関すること。

膳所浄水場の構内の取締りに関すること。

新瀬田浄水場

新瀬田浄水場の取水、浄水及び送水作業に関すること。

新瀬田浄水場の取水、浄水及び送水施設（構内及び浄水場に直結した配水池に限る。）の維持管理に関すること。

新瀬田浄水場の取水、浄水及び送水施設（構内に限る。）の電気設備の保守点検並びに整備に関すること。

新瀬田浄水場の構内の取締りに関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる組織における職（大津市企業局事務分掌規程第 3 条に規定する職をいい、当該職の事務取扱を含む。以下この項において同じ。）（次項に規定する職を除く。）を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、同表の右欄に掲げる組織における同一の職を命ぜられたものとみなす。

企業総務部料金課	企業総務部料金収納課
水道部柳が崎浄水場	水道部浄水課
水道部真野浄水場	水道部浄水課真野浄水場
水道部膳所浄水場	水道部浄水課膳所浄水場
水道部浄水施設整備課	水道部施設整備課
水道部水質試験所	水道部水質管理課
ガス部営業開発課	ガス部お客様設備課

- 3 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる係の係長事務取扱を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、それぞれ同表の右欄に掲げる係の係長事務取扱を命ぜられたものとみなす。

水道部浄水施設整備課設備係	水道部施設整備課設備係
水道部浄水施設整備課建設係	水道部施設整備課建設係

大津市企業局管理規程第 6 号

大津市企業局事務決裁規程（昭和60年企業局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月 31 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 2 条第11号中「所長及び」を削り、「並びに」を「及び所長（次号に規定する所長を除く。）並びに」に改

め、同条第12号を次のように改める。

課長補佐 分掌規程に規定する室長（ガス普及促進室長に限る。）、所長（研修センター所長に限る。）、課長補佐、室次長、副場長及び副所長並びに指令室設置規程に規定する室次長をいう。

別表第1号の表1の部1の項第1号中 「 企業総務課長 経営経理課長 」 を 「 企業総務課長 経営戦略室長 経営経理課長 」 に改め、同項第2号中

「 企業総務課長 」 を 「 企業総務課長 経営戦略室長 」 に改め、同部6の項第1号を削り、同項第2号を同項第1号と

し、同項第3号中「軽易な」を「その他の」に改め、同号を同項第2号とし、別表第1号の表3の部1の項第1

号及び第2号並びに同部2の項第1号及び第2号中 「 企業総務課長 経営経理課長 」 を 「 企業総務課長 経営戦略室長 経営経理課長 」 に改め、同部

6の項第3号中「差押又は」を「差押（下水道使用料及び下水道事業受益者負担金に係るものを除く。）又は」に改め、「支払督促」の次に「（水道及びガス料金に係るものを除く。）」を加え、同部12の項を次のように改める。

12 業務（工事に係るものを除く。）の委託の決定（予定価格の決定、入札参加者又は随意契約の相手方の決定並びに委託業務の変更を含む。）及び契約の締結 委託の決定							企業総務課長 経営経理課長 契約監理課長									
ア 2,000万円以上のもの イ 1,000万円以上2,000万円未満のもの ウ 100万円以上1,000万円未満のもの エ 50万円以上100万円未満のもの 前号アからエまでに掲げるものに係る契約の締結 委託の決定及び契約の締結（50万円未満のものに限る。）							企業総務課長 経営経理課長 契約監理課長									

別表第1号の表3の部17の項第1号中 「 企業総務課長 経営経理課長 」 を 「 企業総務課長 経営戦略室長 経営経理課長 」 の合議は、経営戦略に関するものに限る。

に改め、同部19の項中「企業総務課長」を削り、別表第1号の表4の部2の項及び3の項中

「 」 を 「 」 に改め、別表第2号の表経営経理課の部5

の款1の項を次のように改める。

1 取扱事務の決定 重要なもの その他のもの							企業総務課長 料金収納課長									
------------------------------	--	--	--	--	--	--	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様 設 備 課	びガス供給に関する事務	ア 負担金を要するもの イ 負担金を要しないもの 負担金工事以外のもの ア 重要なもの イ 一般的なもの 2 開発に伴う水道又は下水道の承認工事の決定						水道計画管理課長 水道施設課長 下水道計画管理課長	水道計画管理課長及び水道施設課長の合議は水道に関するものに、下水道計画管理課長の合議は下水道に関するものに限る。
	2 指定給水装置工事事業者に関する事務	1 業者の指定並びにその効果の取消し及び停止						企業総務課長 契約監理課長	
	3 下水道排水設備指定工事店に関する事務	1 工事店の指定並びにその効果の更新、取消し及び停止						企業総務課長 契約監理課長	
	4 指定ガス工事店に関する事務	1 工事店の指定並びにその効果の更新、取消し及び停止 2 外管責任技術者及び外管工事士の登録並びにその効果の更新及び取消し						企業総務課長 契約監理課長 企業総務課長	

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 7 号

大津市企業局指令室設置規程（平成 6 年企業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 4 条第 2 号中「、ガス」を「及びガス」に、「一次及び二次修繕」を「修繕（管路調査及び弁栓ボックス点検に伴う修繕を含む。）」に改め、同条第 4 号を次のように改め、同条第 5 号及び第 6 号を削る。

ガスの保安に係る関係機関との連絡調整に関すること。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 8 号

大津市企業局公印規程（昭和59年企業局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

別表第 1 中

「

大津市公営企業管理者之印	2	てん書	1	人事関係命令書及び給与関係通知書用	企業総務課長
--------------	---	-----	---	-------------------	--------

を

」

「

大津市公営企業管理者之印	2	てん書	1	人事関係命令書及び給与関係通知書用	企業総務課長
大津市公営企業管理者之印	2	てん書	1	契約監理課の所管する契約に係る一般競争入札公告及び契約文書用	契約監理課長

に、

」

「収納証明書」を「滞納処分並びに支払督促及び強制執行の申立てに関する文書その他滞納者に通知する文書、滞納者に係る個人情報の照会に関する文書、収納証明書」に、「料金課長」を「料金収納課長」に改める。

別表第 2 第 2 号中「収納証明書」を「滞納処分並びに支払督促及び強制執行の申立てに関する文書その他滞納者に通知する文書、滞納者に係る個人情報の照会に関する文書、収納証明書」に改める。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 9 号

大津市企業局文書取扱規程（昭和30年公営企業部管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 4 条第 1 項中「、水質試験所」を削り、「水再生センター」の次に「、経営戦略室」を加える。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第10号

大津市企業局職員の職名規程（昭和27年公営企業部管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 3 条第 1 項第25号を削る。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第11号

大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

「第 8 章 決算（第74条～第77条）

目次中「第73条」を「第72条」に、第 9 章 予算（第78条～第81条）を

第10章 雑則（第82条～第85条）」

「第 8 章 引当金（第73条・第74条）

第 9 章 リース会計（第75条）

第10章 報告セグメント（第76条～第78条）に改める。

第11章 予算（第79条～第85条）

第12章 決算（第86条～第89条）

第13章 雑則（第90条～第93条）」

第 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「別表」を「別表第 1 」に改める。

第 9 条第 1 項第 7 号及び第 8 号を次のように改める。

収入予算執行整理簿

支出予算執行整理簿

第 9 条第 1 項第 18 号を削る。

第 13 条第 2 項中「公営企業管理者が別に定める」を「別表第 2 に定めるところによる」に改める。

第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項中「および」を「及び」に、「収入予算執行計画整理簿」を「収入予算執行整理簿」に改める。

第 22 条第 1 項中「および」を「及び」に、「支出予算執行計画整理簿」を「支出予算執行整理簿」に改める。

第 58 条各号を次のように改める。

有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が 1 年以上かつ取得価額が 10 万円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ケ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ ソフトウェア

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（オに掲げる資産であって、事業の用に供するための権利を取得した場合における支出した金額をいう。）

ケ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

投資その他の資産

ア 投資有価証券（1 年以内（当該事業年度の末日の翌日から起算して 1 年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産、無形固定資産又は流動資産に属しない資産

第 59 条第 3 号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「または」を「又は」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第 72 条を削り、第 73 条を第 72 条とする。

第 8 章を次のように改める。

第 8 章 引当金

（退職給付引当金の計上方法）

第 73 条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（公営企業管理者及び大津市職員定数条例（昭和 25 年条例第 11 号）第 2 条第 4 号に規定する職員をいう。ただし、同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

（その他の引当金の計上方法）

第 74 条 その他の引当金の計上方法は、公営企業管理者が別に定める。

第 85 条を第 93 条とし、第 82 条から第 84 条までを 8 条ずつ繰り下げる。

第 10 章を第 13 章とする。

第 9 章中第 81 条を第 85 条とし、第 80 条を第 84 条とし、第 79 条を第 83 条とし、第 78 条を第 82 条とし、同条の前

に次の 3 条を加える。

(予算編成方針)

第79条 経営経理課長は、10月31日までに翌年度の予算編成方針について公営企業管理者の決裁を受けなければならない。

(予算要求書の提出)

第80条 各課の長は、前条の予算編成方針に基づき、課に属する予算要求書を作成し、参考資料を添えて経営経理課長に提出しなければならない。

(予算原案等の市長への送付)

第81条 公営企業管理者は、予算原案及び予算に関する説明書並びに参考資料を市長の指定する日までに市長に送付するものとする。なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第 9 章を第 11 章とし、第 8 章の次に次の 2 章を加える。

第 9 章 リース会計

(重要性に乏しいリース物件に係る取引の会計処理方法)

第75条 リース物件に重要性が乏しいと認められるときは、施行規則第 55 条第 3 号の規定に基づき、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて行うものとする。

第 10 章 報告セグメント

(水道事業の報告セグメント区分)

第76条 施行規則第 40 条第 2 項の規定により企業管理規程で定める大津市水道事業の報告セグメントの区分は、大津市水道事業とする。

(下水道事業の報告セグメント区分)

第77条 施行規則第 40 条第 2 項の規定により企業管理規程で定める大津市下水道事業の報告セグメントの区分は、次に掲げるものとする。

汚水処理事業

雨水処理事業

(ガス事業の報告セグメント区分)

第78条 施行規則第 40 条第 2 項の規定により企業管理規程で定める大津市ガス事業の報告セグメントの区分は、大津市ガス事業とする。

第 11 章の次に次の 1 章を加える。

第 12 章 決算

(決算資料の報告)

第86条 各課の長は、毎事業年度経過後 20 日以内に事業報告書及びその他年度末決算に必要な資料を企業出納員に送付しなければならない。

(決算整理)

第87条 企業出納員は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

実地たな卸に基づくたな卸資産の修正

固定資産の減価償却

繰延収益の償却

資産の評価

引当金の計上

未払費用等の経過勘定に関する整理

(帳簿の締切)

第88条 企業出納員は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の締切を行うものとする。

(決算報告書等の提出)

第89条 企業出納員は、毎事業年度 5 月 31 日までに次に掲げる書類を作成して公営企業管理者に提出しなければならない。なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

決算報告書

損益計算書

貸借対照表

剰余金計算書又は欠損金計算書

剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書

- 事業報告書
- キャッシュ・フロー計算書
- 収益費用明細書
- 固定資産明細書
- 企業債明細書
- 継続費精算報告書

別表中「手当等」を「手当」に、「退職給与金」を「退職給付費」に、「消費税」を「消費税及び地方消費税」に改め、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 13 条関係)

- 勘定科目表
- 水道事業会計
- 収益勘定

款	項	目	節
水道事業収益			
	上水道事業収益		
		給水収益	
			水道料金
		その他営業収益	
			材料売却収益
			手数料
			雑収益
	簡易水道事業収益		
		給水収益	
			水道料金
		その他営業収益	
			材料売却収益
			手数料
			雑収益
	受託工事収益		
		受託工事収益	
			給水工事収益
			修繕工事収益
	営業外収益		
		受取利息及び配当金	
			預金利息
			大口預金利息
			貸付金利息
			有価証券利息
			配当金
		加入金	
			加入金
		消費税及び地方消費税還付金	
		他会計負担金	
			他会計負担金
		他会計補助金	
			他会計補助金
		国県等補助金	
			国庫補助金
			県補助金
		長期前受金戻入	

			長期前受金戻入
		引当金戻入益	
			貸倒引当金戻入益
			退職給付引当金戻入益
			特別修繕引当金戻入益
			賞与引当金戻入益
			法定福利費引当金戻入益
			修繕引当金戻入益
		雑収益	
			賃貸料
			不用品売却収益
			その他雑収益
	特別利益		
		固定資産売却益	
		過年度損益修正益	
		その他特別利益	

費用勘定

款	項	目	節
水道事業費用			
	上水道事業費用		
		浄水費	
			給料
			手当
			賞与引当金繰入額
			賃金
			報酬
			法定福利費
			法定福利費引当金繰入額
			厚生福利費
			旅費
			報償費
			備用品費
			燃料費
			光熱水費
			印刷製本費
			通信運搬費
			委託料
			手数料
			賃借料
			修繕費
			修繕引当金繰入額
			特別修繕引当金繰入額
			工事費
			路面復旧費
			動力費
			薬品費
			材料費
			補償金
			負担金
			受水費

		試験研究費
		保険料
		雑費
	配水費	
		給料
		手当
		賞与引当金繰入額
		賃金
		報酬
		法定福利費
		法定福利費引当金繰入額
		厚生福利費
		旅費
		報償費
		備用品費
		燃料費
		光熱水費
		印刷製本費
		通信運搬費
		委託料
		手数料
		賃借料
		修繕費
		修繕引当金繰入額
		特別修繕引当金繰入額
		工事費
		路面復旧費
		動力費
		薬品費
		材料費
		補償金
		負担金
		保険料
		雑費
	漏水対策費	
		給料
		手当
		賞与引当金繰入額
		賃金
		報酬
		法定福利費
		法定福利費引当金繰入額
		厚生福利費
		旅費
		報償費
		備用品費
		燃料費
		光熱水費
		印刷製本費
		通信運搬費

				法定福利費
				法定福利費引当金繰入額
				厚生福利費
				旅費
				報償費
				備用品費
				燃料費
				光熱水費
				印刷製本費
				通信運搬費
				委託料
				手数料
				賃借料
				修繕費
				修繕引当金繰入額
				特別修繕引当金繰入額
				工事費
				補償金
				負担金
				広告料
				保険料
				食糧費
				雑費
			総係費	
				給料
				手当
				賞与引当金繰入額
				賃金
				報酬
				法定福利費
				法定福利費引当金繰入額
				厚生福利費
				旅費
				退職給付費
				報償費
				備用品費
				燃料費
				光熱水費
				印刷製本費
				通信運搬費
				委託料
				手数料
				賃借料
				修繕費
				修繕引当金繰入額
				特別修繕引当金繰入額
				工事費
				補償金
				負担金
				研修費

			広告料 交際費 保険料 食糧費 庁費分担金 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 雑費
		減価償却費	
			有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費
		資産減耗費	
			固定資産除却費 たな卸資産減耗費
		その他営業費用	
			材料売却原価 雑支出
	簡易水道事業費		
		維持管理費	
			給料 手当 賞与引当金繰入額 賃金 報酬 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 厚生福利費 旅費 報償費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 工事費 路面復旧費 動力費 薬品費 材料費 補償金 負担金 保険料 雑費
		減価償却費	

		有形固定資産減価償却費
		無形固定資産減価償却費
	資産減耗費	
		固定資産除却費
		たな卸資産減耗費
受託工事費用		
	受託工事費	
		給料
		手当
		賞与引当金繰入額
		賃金
		報酬
		法定福利費
		法定福利費引当金繰入額
		厚生福利費
		旅費
		報償費
		備用品費
		燃料費
		光熱水費
		印刷製本費
		通信運搬費
		委託料
		手数料
		賃借料
		修繕費
		修繕引当金繰入額
		特別修繕引当金繰入額
		工事費
		路面復旧費
		材料費
		補償金
		負担金
		保険料
		雑費
営業外費用		
	支払利息及び企業債取扱諸費	
		企業債利息
		一時借入金利息
		企業債手数料及び取扱費
		リース債務利息
	雑支出	
		不用品売却原価
		その他雑支出
特別損失		
	固定資産売却損	
	減損損失	
	過年度損益修正損	
	その他特別損失	
予備費		

		予備費	
資産勘定			
款	項	目	節
固定資産			
	有形固定資産		
		土地	
			事務所用地
			施設用地
			その他土地
		建物	
			事務所用建物
			施設用建物
			その他建物
		構築物	
			取水設備
			浄水設備
			送水設備
			配水設備
			給水設備
			その他構築物
		機械及び装置	
			電気設備
			ポンプ設備
			塩素滅菌設備
			薬品注入設備
			内燃設備
			量水器
			その他機械及び装置
		車両運搬具	
			車両運搬具
		工具、器具及び備品	
			工具、器具及び備品
		リース資産	
		建設仮勘定	
		その他有形固定資産	
			その他有形固定資産
		減価償却累計額	
			建物減価償却累計額
			構築物減価償却累計額
			機械及び装置減価償却累計額
			車両運搬具減価償却累計額
			工具、器具及び備品減価償却累計額
			リース資産減価償却累計額
			その他有形固定資産減価償却累計額
	無形固定資産		
		水利権	

			水利権
	借地権		
		借地権	
	地上権		
		地上権	
	施設利用権		
		施設利用権	
	庁舎使用権		
		庁舎使用権	
	電話加入権		
		電話加入権	
	預託金		
		自動車リサイクル預託金	
	ソフトウェア		
	リース資産		
	建設仮勘定		
	投資その他の資産		
		投資有価証券	
			投資有価証券
		長期貸付金	
		長期貸付金貸倒引当金	
		その他投資	
			その他投資
流動資産			
	現金・預金		
		現金	
		預金	
	有価証券		
		短期国債	
	未収金		
		営業未収金	
			未収水道料金
			未収給水工事収益
			未収修繕工事収益
			未収手数料
			その他営業未収金
		営業外未収金	
			未収加入金
			未収消費税及び地方消費税還付金
			その他営業外未収金
		その他未収金	
	未収金貸倒引当金		
		未収水道料金貸倒引当金	
		その他貸倒引当金	
	貯蔵品		
		貯蔵品	
	短期貸付金		
		他会計貸付金	
		その他貸付金	
	短期貸付金貸倒引当金		

		短期貸付金貸倒引当金	
	前払費用		
	前払金		
		前払金	
		前払消費税及び地方消費税	
	その他流動資産		
		保管有価証券	
		仮払消費税及び地方消費税	
		特定収入仮払消費税及び地方消費税	
		その他流動資産	

資本勘定

款	項	目	節
資本金			
	資本金		
		固有資本金	
		出資金	
		組入資本金	
		引継資本金	
剰余金			
	資本剰余金		
		受贈財産評価額	
		寄附金	
		工事負担金	
		保険差益	
		その他資本剰余金	
			国庫補助金
			県補助金
			他会計負担金
			他会計補助金
	利益剰余金		
		減債積立金	
		建設改良積立金	
		利益積立金	
		その他積立金	
		当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	
			繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高)
			当年度純利益 (当年度純損失)

負債勘定

款	項	目	節
固定負債			
	企業債		
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	
		その他の企業債	
	他会計借入金		
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	

		その他の長期借入金	
	リース債務		
	引当金		
		退職給付引当金	
		特別修繕引当金	
	その他固定負債		
流動負債			
	一時借入金		
	企業債		
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	
		その他の企業債	
	他会計借入金		
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	
		その他の長期借入金	
	リース債務		
	未払金		
		営業未払金	
		営業外未払金	
			未払消費税及び地方消費税
			その他営業外未払金
		その他未払金	
	未払費用		
	前受金		
		営業前受金	
			前受工事収益
		営業外前受金	
		その他前受金	
	引当金		
		賞与引当金	
		法定福利費引当金	
		修繕引当金	
	その他流動負債		
		水道予納金	
		預り諸税	
		仮受消費税及び地方消費税	
		預り保証金	
		預り有価証券等	
		契約保証金	
		その他預り金	
繰延収益			
	長期前受金		
		受贈財産評価額	
		寄附金	
		工事負担金	
		保険差益	
		その他長期前受金	
			国庫補助金
			県補助金

		他会計負担金
		他会計補助金
	長期前受金収益化累計額	
		受贈財産評価額収益化累計額
		寄附金収益化累計額
		工事負担金収益化累計額
		保険差益収益化累計額
		その他長期前受金収益化累計額
		国庫補助金収益化累計額
		県補助金収益化累計額
		他会計負担金収益化累計額
		他会計補助金収益化累計額

下水道事業会計
収益勘定

款	項	目	節
下水道事業収益			
	営業収益		
		下水道使用料	下水道使用料
		雨水処理負担金	雨水処理負担金
		その他営業収益	
			材料売却収益
			手数料
			雑収益
	営業外収益		
		受取利息及び配当金	
			預金利息
			貸付金利息
			有価証券利息
			配当金
		消費税及び地方消費税還付金	
			消費税及び地方消費税還付金
		他会計負担金	他会計負担金
		他会計補助金	他会計補助金
		国県等補助金	
			国庫補助金
			県補助金
			その他補助金
		長期前受金戻入	
			長期前受金戻入
		引当金戻入益	
			貸倒引当金戻入益

			退職給付引当金戻入益
			特別修繕引当金戻入益
			賞与引当金戻入益
			法定福利費引当金戻入益
			修繕引当金戻入益
		雑収益	
			区域外流入負担金
			不用品売却収益
			有価証券売却収益
			土地建物貸付料
			雑収益
	特別利益		
		固定資産売却益	
			固定資産売却益
		過年度損益修正益	
			過年度損益修正益
		その他特別利益	
			その他特別利益

費用勘定

款	項	目	節
下水道事業費用			
	営業費用		
		管渠費	
			給料
			手当
			賞与引当金繰入額
			賃金
			報酬
			法定福利費
			法定福利費引当金繰入額
			厚生福利費
			旅費
			報償費
			備用品費
			燃料費
			光熱水費
			印刷製本費
			通信運搬費
			委託料
			手数料
			賃借料
			修繕費
			修繕引当金繰入額
			特別修繕引当金繰入額
			請負工事費
			路面復旧費
			動力費
			材料費
			補償費
			負担金

			補助金
			広告料
			保険料
			公課費
			雑費
		ポンプ場費	
			給料
			手当
			賞与引当金繰入額
			賃金
			報酬
			法定福利費
			法定福利費引当金繰入額
			厚生福利費
			旅費
			報償費
			備用品費
			燃料費
			光熱水費
			印刷製本費
			通信運搬費
			委託料
			手数料
			賃借料
			修繕費
			修繕引当金繰入額
			特別修繕引当金繰入額
			請負工事費
			路面復旧費
			動力費
			材料費
			補償費
			負担金
			補助金
			広告料
			保険料
			公課費
			雑費
		処理場費	
			給料
			手当
			賞与引当金繰入額
			賃金
			報酬
			法定福利費
			法定福利費引当金繰入額
			厚生福利費
			旅費
			報償費
			備用品費

		燃料費
		光熱水費
		印刷製本費
		通信運搬費
		委託料
		手数料
		賃借料
		修繕費
		修繕引当金繰入額
		特別修繕引当金繰入額
		請負工事費
		路面復旧費
		動力費
		薬品費
		材料費
		補償費
		負担金
		補助金
		広告料
		保険料
		公課費
		庁費分担金
		雑費
	流域下水道管理費	
		厚生福利費
		旅費
		報償費
		備用品費
		燃料費
		光熱水費
		印刷製本費
		通信運搬費
		委託料
		手数料
		賃借料
		修繕費
		修繕引当金繰入額
		特別修繕引当金繰入額
		請負工事費
		路面復旧費
		動力費
		材料費
		補償費
		負担金
		補助金
		広告料
		保険料
		公課費
		雑費
	業務費	

		給料
		手当
		賞与引当金繰入額
		賃金
		報酬
		法定福利費
		法定福利費引当金繰入額
		厚生福利費
		旅費
		報償費
		備用品費
		燃料費
		光熱水費
		印刷製本費
		通信運搬費
		委託料
		手数料
		賃借料
		修繕費
		修繕引当金繰入額
		特別修繕引当金繰入額
		請負工事費
		路面復旧費
		動力費
		材料費
		補償費
		負担金
		補助金
		広告料
		保険料
		公課費
		雑費
	総係費	
		給料
		手当
		賞与引当金繰入額
		賃金
		報酬
		法定福利費
		法定福利費引当金繰入額
		厚生福利費
		旅費
		退職給付費
		報償費
		備用品費
		燃料費
		光熱水費
		印刷製本費
		通信運搬費
		委託料

			手数料
			賃借料
			修繕費
			修繕引当金繰入額
			特別修繕引当金繰入額
			請負工事費
			路面復旧費
			動力費
			材料費
			補償費
			負担金
			補助金
			研修費
			広告料
			交際費
			被服費
			保険料
			公課費
			食糧費
			庁費分担金
			貸倒引当金繰入額
			貸倒損失
			雑費
	減価償却費		
		有形固定資産減価償却費	
		無形固定資産減価償却費	
	資産減耗費		
		固定資産除却費	
		たな卸資産減耗費	
	その他営業費用		
		厚生福利費	
		旅費	
		報償費	
		備用品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借費	
		修繕費	
		修繕引当金繰入額	
		特別修繕引当金繰入額	
		請負工事費	
		路面復旧費	
		動力費	
		材料費	
		補償費	
		負担金	

			補助金
			広告料
			保険料
			公課費
			雑費
	営業外費用		
		支払利息及び企業債取扱諸費	
			企業債利息
			長期借入金利息
			一時借入金利息
			企業債取扱諸費
			リース債務利息
		雑支出	
			不用品売却原価
			その他雑支出
	特別損失		
		固定資産売却損	
			固定資産売却損
		減損損失	
			減損損失
		過年度損益修正損	
			過年度損益修正損
		その他特別損失	
			その他特別損失
	予備費		
		予備費	
			予備費

資産勘定

款	項	目	節
固定資産			
	有形固定資産		
		土地	
			事務所在地
			施設用地
			その他用地
		建物	
			事務所用建物
			施設用建物
			その他建物
		構築物	
			排水施設
			ポンプ場施設
			処理場施設
			その他構築物
		機械及び装置	
			管路・ポンプ場電気設備
			処理場電気設備
			管路・ポンプ場機械設備
			処理場機械設備
			その他機械及び装置

		車両及び運搬具	
			車両及び運搬具
		工具、器具及び備品	
			工具、器具及び備品
		リース資産	
		建設仮勘定	
		減価償却累計額	
			建物減価償却累計額
			構築物減価償却累計額
			機械及び装置減価償却累計額
			車両運搬具減価償却累計額
			工具、器具及び備品減価償却累計額
			リース資産減価償却累計額
	無形固定資産		
		借地権	
			借地権
		地上権	
			地上権
		施設利用権	
			施設利用権
		電話加入権	
			電話加入権
		ソフトウェア	
		リース資産	
		建設仮勘定	
		その他無形固定資産	
			その他無形固定資産
	投資その他資産		
		投資有価証券	
			投資有価証券
		出資金	
			他会計出資金
			その他出資金
		長期貸付金	
			他会計長期貸付金
			その他長期貸付金
		長期貸付金貸倒引当金	
			長期貸付金貸倒引当金
		その他投資	
			その他投資
	流動資産		
	現金・預金		
		現金・預金	
			現金
			預金
			つり銭
	未収金		
		営業未収金	

			未収下水道使用料
			その他営業未収金
	営業外未収金		
			未収消費税及び地方消費税還付金
			その他営業外未収金
	その他未収金		
			未収負担金
			その他未収金
	未収金貸倒引当金		
		未収金貸倒引当金	
			未収下水道使用料貸倒引当金
			未収受益者負担金貸倒引当金
			その他貸倒引当金
	有価証券		
		有価証券	
			短期国債
	貯蔵品		
		貯蔵品	
			貯蔵品
	短期貸付金		
		短期貸付金	
			他会計短期貸付金
			その他短期貸付金
	短期貸付金貸倒引当金		
		短期貸付金貸倒引当金	
			未収短期貸付金貸倒引当金
	前払金		
		前払金	
			工事前払金
			前払消費税及び地方消費税
			その他前払金
	前払費用		
		前払費用	
			前払費用
	その他流動資産		
		その他流動資産	
			保管有価証券
			仮払消費税及び地方消費税
			特定収入仮払消費税及び地方消費税
			その他流動資産

負債勘定

款	項	目	節
固定負債			
	企業債		
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	

			建設改良費等の財源に充てるための企業債
		その他企業債	
			その他企業債
	長期借入金		
		他会計借入金	
			建設改良費等の財源に充てるための長期借入金
			その他の長期借入金
	リース債務		
	引当金		
		引当金	
			退職給付引当金
			特別修繕引当金
	その他固定負債		
		その他固定負債	
			その他固定負債
流動負債			
	一時借入金		
		一時借入金	
			他会計一時借入金
			その他一時借入金
	企業債		
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	
			建設改良費等の財源に充てるための企業債
		その他企業債	
			その他企業債
	長期借入金		
		他会計借入金	
			建設改良費等の財源に充てるための長期借入金
			その他の長期借入金
	リース債務		
	未払金		
		営業未払金	
		営業外未払金	
			未払消費税及び地方消費税
			その他営業外未払金
		その他未払金	
	未払費用		
	前受金		
		営業前受金	
			営業前受金
		営業外前受金	
			営業外前受金
		その他前受金	
			その他前受金
	引当金		
		賞与引当金	

		法定福利費引当金	
		修繕引当金	
	その他流動負債		
		仮受消費税及び地方消費税	
			仮受消費税及び地方消費税
		預り諸税	
		預り保証金	
		預り有価証券	
		契約保証金	
		その他預り金	
繰延収益			
	長期前受金		
		受贈財産評価額	
		寄附金	
		受益者負担金	
		工事負担金	
		保険差益	
		国庫補助金	
		県補助金	
		その他長期前受金	
			他会計負担金
			他会計補助金
			その他長期前受金
	長期前受金収益化累計額		
		受贈財産評価額収益化累計額	
		寄附金収益化累計額	
		受益者負担金収益化累計額	
		工事負担金収益化累計額	
		保険差益収益化累計額	
		国庫補助金収益化累計額	
		県補助金収益化累計額	
		その他長期前受金収益化累計額	
			他会計負担金収益化累計額
			他会計補助金収益化累計額
			その他長期前受金収益化累計額

資本勘定

款	項	目	節
資本金			
	資本金		
		固有資本金	
			固有資本金
		出資金	
			出資金
		組入資本金	
			組入資本金

剰余金			
	資本剰余金		
		受贈財産評価額	
			受贈財産評価額
		寄附金	
			寄附金
		受益者負担金	
			受益者負担金
		工事負担金	
			工事負担金
		保険差益	
			保険差益
		国庫補助金	
			国庫補助金
		県補助金	
			県補助金
		その他資本剰余金	
			他会計負担金
			他会計補助金
			その他資本剰余金
	利益剰余金		
		減債積立金	
		建設改良積立金	
		利益積立金	
		その他積立金	
		当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	
			繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高)
			当年度純利益 (当年度純損失)

ガス事業会計
収益勘定

款	項	目	節
ガス事業収益			
	製品売上		
		ガス売上	
			都市ガス売上
			L P G 売上
	営業雑収益		
		受注工事収益	
			都市ガス受注工事収益
			L P G 受注工事収益
		材料売却収益	
		手数料	
		その他営業雑収益	
	営業外収益		
		受取利息及び配当金	
			預金利息

			貸付金利息
			大口預金利息
			有価証券利息
		消費税及び地方消費税還付金	
		他会計負担金	
		他会計補助金	
		国県等補助金	
			国庫補助金
			県補助金
		長期前受金戻入	
		引当金戻入益	
			貸倒引当金戻入益
			退職給付引当金戻入益
			特別修繕引当金戻入益
			賞与引当金戻入益
			法定福利費引当金戻入益
			修繕引当金戻入益
		雑収益	
			賃借料
			不用品売却収益
			都市ガス雑収益
			L P G 雑収益
	特別利益		
		固定資産売却益	
		過年度損益修正益	
		その他特別利益	

費用勘定

款	項	目	節
ガス事業費用			
	営業費用		
		売上原価	
			原料費
		供給販売費	
			給料
			手当
			賞与引当金繰入額
			賃金
			報酬
			法定福利費
			法定福利費引当金繰入額
			厚生福利費
			報償費
			修繕費
			修繕引当金繰入額
			特別修繕引当金繰入額
			電力料
			水道料
			使用ガス費
			消耗品費
			旅費

			通信費
			保険料
			賃借料
			委託作業費
			租税課金
			需要開発費
			たな卸資産減耗費
			固定資産除却費
			広告料
			負担金
			補償金
			雑費
			減価償却費
		一般管理費	
			給料
			手当
			賞与引当金繰入額
			賃金
			報酬
			法定福利費
			法定福利費引当金繰入額
			厚生福利費
			退職給付費
			報償費
			修繕費
			修繕引当金繰入額
			特別修繕引当金繰入額
			報酬
			消耗品費
			旅費
			通信費
			保険料
			賃借料
			委託作業費
			租税課金
			教育費
			広告料
			負担金
			交際費
			庁費分担金
			補償金
			貸倒引当金繰入額
			貸倒損失
			雑費
			減価償却費
		営業雑費用	
		受注工事費用	
			給料
			手当
			賞与引当金繰入額

			賃金
			報酬
			法定福利費
			法定福利費引当金繰入額
			厚生福利費
			報償費
			修繕費
			修繕引当金繰入額
			特別修繕引当金繰入額
			消耗品費
			旅費
			通信費
			保険料
			賃借料
			委託作業費
			租税課金
			工事費
			材料費
			補償金
			雑費
	営業外費用		
		支払利息	
			企業債利息
			一時借入金利息
			リース債務利息
		雑支出	
			不用品売却原価
			その他雑支出
	特別損失		
		固定資産売却損	
		減損損失	
		過年度損益修正損	
		その他特別損失	
	予備費		

資産勘定

款	項	目	節
固定資産			
	有形固定資産		
		供給設備	
			土地
			建物
			構築物
			機械及び装置
			導管
			ガスメーター
			車両運搬具
			工具、器具及び備品
			リース資産
		供給設備減価償却累計額	
			建物減価償却累計額

			構築物減価償却累計額
			機械及び装置減価償却累計額
			導管減価償却累計額
			ガスメーター減価償却累計額
			車両運搬具減価償却累計額
			工具、器具及び備品減価償却累計額
			リース資産減価償却累計額
		業務設備	
			土地
			建物
			構築物
			車両運搬具
			工具、器具及び備品
			リース資産
		業務設備減価償却累計額	
			建物減価償却累計額
			構築物減価償却累計額
			車両運搬具減価償却累計額
			工具、器具及び備品減価償却累計額
			リース資産減価償却累計額
		建設仮勘定	
	無形固定資産		
		庁舎使用权	
		電話加入権	
		預託金	
		ソフトウェア	
		リース資産	
		建設仮勘定	
	投資その他の資産		
		投資有価証券	
		長期貸付金	
		長期貸付金貸倒引当金	
		その他投資	
			出資金
			その他投資
	流動資産		
	現金・預金		
		現金・預金	
	売掛金		
		ガス売掛金	
			都市ガス売掛金
			L P G 売掛金
		受注工事売掛金	
			都市ガス受注工事売掛金
			L P G 受注工事売掛金

		その他売掛金	
売掛金貸倒引当金			
		ガス売掛金貸倒引当金	
		受注工事売掛金貸倒引当金	
		その他売掛金貸倒引当金	
未収金			
		営業外未収金	
			未収消費税及び地方消費税還付金
			その他営業外未収金
		その他未収金	
未収金貸倒引当金			
		未収金貸倒引当金	
有価証券			
		短期国債	
貯蔵品			
		貯蔵品	
短期貸付金			
		他会計貸付金	
		その他貸付金	
短期貸付金貸倒引当金			
		短期貸付金貸倒引当金	
前払費用			
前払金			
		前払金	
		前払消費税及び地方消費税	
その他流動資産			
		保管有価証券	
		仮払消費税及び地方消費税	
		特定収入仮払消費税及び地方消費税	
		その他流動資産	

資本勘定

款	項	目	節
資本金			
	資本金		
		固有資本金	
		再評価組入資本金	
		出資金	
		組入資本金	
剰余金			
	資本剰余金		
		受贈財産評価額	
		寄附金	
		工事負担金	
		保険差益	
		その他資本剰余金	
			国庫補助金
			県補助金

			他会計負担金
			他会計補助金
	利益剰余金		
		減債積立金	
		建設改良積立金	
		利益積立金	
		原価変動調整積立金	
		災害対策積立金	
		その他積立金	
		当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	
			繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高)
			当年度純利益 (当年度純損失)
負債勘定			
款	項	目	節
固定負債			
	企業債		
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	
		その他の企業債	
	他会計借入金		
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	
		その他の長期借入金	
	リース債務		
	引当金		
		退職給付引当金	
		特別修繕引当金	
	その他固定負債		
流動負債			
	一時借入金		
	企業債		
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	
		その他の企業債	
	他会計借入金		
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	
		その他の長期借入金	
	リース債務		
	買掛金		
		ガス買掛金	
			都市ガス買掛金
			L P G 買掛金
		貯蔵品買掛金	
	未払金		
		営業未払金	
		営業外未払金	
			未払消費税及び地方消費税
			その他営業外未払金

		その他未払金	
	未払費用		
	前受金		
		営業前受金	
			前受工事収益
		営業外前受金	
		その他前受金	
	預り金		
		預り納付金	
		預り保証金	
		契約保証金	
		その他預り金	
	引当金		
		賞与引当金	
		法定福利費引当金	
		修繕引当金	
	その他流動負債		
		預り有価証券等	
		仮受消費税及び地方消費税	
繰延収益			
	長期前受金		
		受贈財産評価額	
		寄附金	
		工事負担金	
		保険差益	
		その他長期前受金	
			国庫補助金
			県補助金
			他会計負担金
			他会計補助金
	長期前受金収益化累計額		
		受贈財産評価額収益化累計額	
		寄附金収益化累計額	
		工事負担金収益化累計額	
		保険差益収益化累計額	
		その他長期前受金収益化累計額	
			国庫補助金収益化累計額
			県補助金収益化累計額
			他会計負担金収益化累計額
			他会計補助金収益化累計額

附 則

- この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の大津市企業局会計規程の規定（第 9 条、第14条、第15条及び第22条の規定を除く。）は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 (平成22年企業局管理規程第 5 号) の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 7 条第 2 項を削る。

第 9 条を削り、第10条を第 9 条とする。

第11条第 1 項及び第 3 項中「別表第 2 」を「別表第 1 」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条第 3 項中「別表第 3 」を「別表第 2 」に改め、同条を第12条とし、第14条から第20条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中「 (第 11 条関係) 」を「 (第 10 条関係) 」に改め、同表を別表第 1 とする。

別表第 3 中「 (第 13 条関係) 」を「 (第 12 条関係) 」に改め、同表を別表第 2 とする。

様式第 1 号中「 (あて先) 」を「 (宛先) 」に改める。

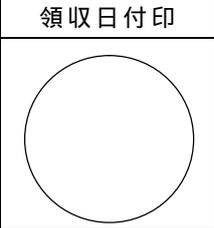
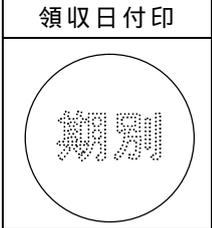
様式第 2 号 (表) 中

納付年度	負担金額	一括納付報奨金額	差引納付金額	を
年度	円	円	円	

納付年度	負担金額	に改め、同様式 (裏) 中第 2 項を削り、第 3 項から第
年度	円	

6 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

様式第 3 号中

領収日付印	領収日付印	に、「又は金額」を「又は全額」に、
		

負 担 金	公 共 下 水 道 受 益 者 負 担 金	を
-------	-----------------------	---

負 担 金	公 共 下 水 道 事 業 受 益 者 負 担 金	に改める。
-------	---------------------------	-------

様式第 4 号中	負 担 金 額	円	を	負 担 金 額	円	に、「差引納
	一 括 納 付 報 奨 金	円		納 付 額	円	
	差 引 納 付 額	円				

付額を」を「納付額を」に、

負 担 金	公 共 下 水 道 受 益 者 負 担 金	を	
通知書番号	負 担 金 額		円
納 付 年 度	一 括 納 付 報 奨 金		円
賦 課 年 度			
期 別	差 引 納 付 額	円	

負 担 金	公 共 下 水 道 事 業 受 益 者 負 担 金		
通知書番号		負 担 金 額	円
納 付 年 度			
賦 課 年 度			
期 別		納 付 額	円

に、

- 1 受益者負担金を第 1 期の納期限までに、一括納付されますと、一括納付報奨金を差引いて納められます。
- 2 この一括納付用納付書は、第 1 期の納期限後以降は使えません。(一括納付報奨金の率が変わります。)
- 3 各期ごとに納付される方は、期別用の納付書で納付してください。
- 4 この受益者負担金は、大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例第 2 条及び第 9 条第 1 項の規定により土地の所有者又は権利者に課せられます。
- 5 納期限までに負担金を完納しないときは督促状を発送します。督促手数料は一通につき 100 円を徴収します。

を

- 1 各期ごとに納付される方は、期別用の納付書で納付してください。
- 2 この受益者負担金は、大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例第 2 条及び第 9 条第 1 項の規定により土地の所有者又は権利者に課せられます。
- 3 納期限までに負担金を完納しないときは督促状を発送します。督促手数料は 1 通につき 100 円を徴収します。

に改める。

様式第 5 号中「(第 10 条関係)」を「(第 9 条関係)」に、

負担金額	円	負担金額	円	負担金額	円
一括納付報奨金	円	一括納付報奨金	円	一括納付報奨金	円
督促手数料	円	督促手数料	円	督促手数料	円
延滞金	円	延滞金	円	延滞金	円
合計	円	合計	円	合計	円

を

負担金額	円	負担金額	円	負担金額	円
督促手数料	円	督促手数料	円	督促手数料	円
延滞金	円	延滞金	円	延滞金	円
合計	円	合計	円	合計	円

に

改める。

様式第 6 号中「(第 11 条関係)」を「(第 10 条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

様式第 7 号中「(第 11 条関係)」を「(第 10 条関係)」に、「第 11 条第 2 項」を「第 10 条第 2 項」に、「別表第 2」を「別表第 1」に改める。

様式第 8 号中「(第 12 条関係)」を「(第 11 条関係)」に、「第 12 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改める。

様式第 9 号中「(第 13 条関係)」を「(第 12 条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

様式第 10 号中「(第 13 条関係)」を「(第 12 条関係)」に、「第 13 条第 2 項」を「第 12 条第 2 項」に、「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

様式第 11 号中「(第 14 条関係)」を「(第 13 条関係)」に、「第 14 条第 2 項」を「第 13 条第 2 項」に改める。

様式第 12 号中「(第 15 条関係)」を「(第 14 条関係)」に、「第 15 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改める。
 様式第 13 号中「(第 16 条関係)」を「(第 15 条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「第 16 条第 1 項」を「第 15 条第 1 項」に改める。

様式第 14 号中「(第 16 条関係)」を「(第 15 条関係)」に、「第 16 条第 2 項」を「第 15 条第 2 項」に改める。
 様式第 15 号中「(第 17 条関係)」を「(第 16 条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「第 17 条の」を「第 16 条の」に改める。

様式第 16 号中「(第 18 条関係)」を「(第 17 条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「第 18 条の」を「第 17 条の」に改める。

様式第 17 号中「(第 19 条関係)」を「(第 18 条関係)」に、「又は金額」を「又は全額」に改め、「計算した金額」の次に「(延滞金)」を加え、

「

負 担 金	公 共 下 水 道 受 益 者 負 担 金
-------	-----------------------

 を
 」

「

負 担 金	公 共 下 水 道 事 業 受 益 者 負 担 金
-------	---------------------------

 に改める。
 」

様式第 18 号中「(第 20 条関係)」を「(第 19 条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に存する改正前の大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程様式第 1 号の規定による公共下水道事業受益者申告書、様式第 3 号の規定による公共下水道事業受益者負担金納入通知書兼領収証書、様式第 4 号の規定による一括公共下水道事業受益者負担金納入通知書兼領収証書、様式第 6 号の規定による公共下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書、様式第 9 号の規定による公共下水道事業受益者負担金減免申請書、様式第 13 号の規定による公共下水道事業受益者異動届書、様式第 15 号の規定による公共下水道事業受益者負担金納付管理人(選任・変更・廃止)届書、様式第 16 号の規定による公共下水道事業受益者(納付管理人)住所変更届書及び様式第 17 号の規定による公共下水道事業受益者負担金督促状兼領収証書は、当分の間、なお使用することができる。

(大津市企業局会計規程の一部改正)

3 大津市企業局会計規程(昭和 39 年公営企業部管理規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条の 2 を削り、第 24 条の 3 を第 24 条の 2 とする。